江別市
男女共同参画
基本計画

計画期間 ● 平成26年度～35年度

江　別　市

はじめに

江別市では、平成１４年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、男性と女性が対等なパートナーとして認め合い、あらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、施策を推進してまいりました。

平成２１年には、「江別市男女共同参画を推進するための条例」を策定するとともに、条例に盛り込まれた理念に基づき、計画の見直しを行い、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に向け、取り組みを行ってきているところであります。

このたび、「江別市男女共同参画基本計画（２００９年改訂版）」の計画期間の終了を受け、新しい基本計画を策定いたしました。

新しい基本計画では、少子高齢化の進行や景気の低迷、市民ニーズの多様化など、社会情勢が大きく変動する中、男女共同参画社会を一層推進していくため、平成２６年度からスタートする「えべつ未来づくりビジョン（第６次江別市総合計画）」の個別計画として位置付けを明確にし、江別市が取り組むべき課題を整理するとともに、男性や子どもに対する男女平等意識の啓発や、働く女性のための環境整備を重点項目として設けるなど、新たな視点や考えを取り入れることとしました。

基本計画が示す長期的な方針に基づき、関係部署が様々な施策や事業を展開するとともに、重点項目として定めた「男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進」や「働く女性のための環境整備」に重点的・集中的に取り組むこととしました。

今後とも、多様な価値観を認め合い、男女の別にかかわりなく、すべての市民が平穏な暮らしの中で自分の能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会を目指し、市民の皆様とともに本計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました江別市男女共同参画審議会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さまならびに関係各位に心からお礼申し上げます。

平成２６年３月

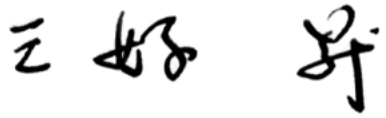

目　　次

第１章　基本的な考え方　・・・１

１　策定の趣旨
２　計画の概要

第２章　計画の内容　・・・３

１　男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進
２　政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進
３　就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進
４　子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進
５　あらゆる暴力根絶の取組
６　生涯にわたる男女の健康支援
７　男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

第３章　重点項目の考え方　・・・17

１　重点項目
２　数値目標

第４章　推進体制　・・・19

資　　料　・・・21

第１章　基本的な考え方

１　策定の趣旨

江別市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成１４年に「江別市男女共同参画基本計画」を策定しました。平成１１年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、市町村における計画策定は努力義務でしたが、当計画は、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として策定したものです。その後、あらゆる場面において、性別に関わりなくお互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」の制定と同時に基本計画を見直し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進してきました。

少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少や家族形態、地域社会の変化など、引き続き対応しなければならない課題のほか、新たに東日本大震災からの復興に向けた課題など、多種多様な課題を解決するためには、女性の力、女性の視点が必要不可欠です。

そこで、「江別市男女共同参画基本計画（２００９年改訂版）」の計画期間終了にあたり、これらの課題を踏まえ、江別市がすべきことを整理し、重点的、集中的に取り組んでいくことを具体的に示した新たな計画を策定することとしました。

２　計画の概要

（１）計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第１４条第３項及び江別市男女共同参画を推進するための条例第９条に基づき、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針であり、「えべつ未来づくりビジョン（第６次江別市総合計画）」を推進するための個別計画として位置付けられます。

また、この計画は江別市の男女共同参画を総合的に推進する計画であることから、他の計画との連携を図って進めていく計画です。

【イメージ図】

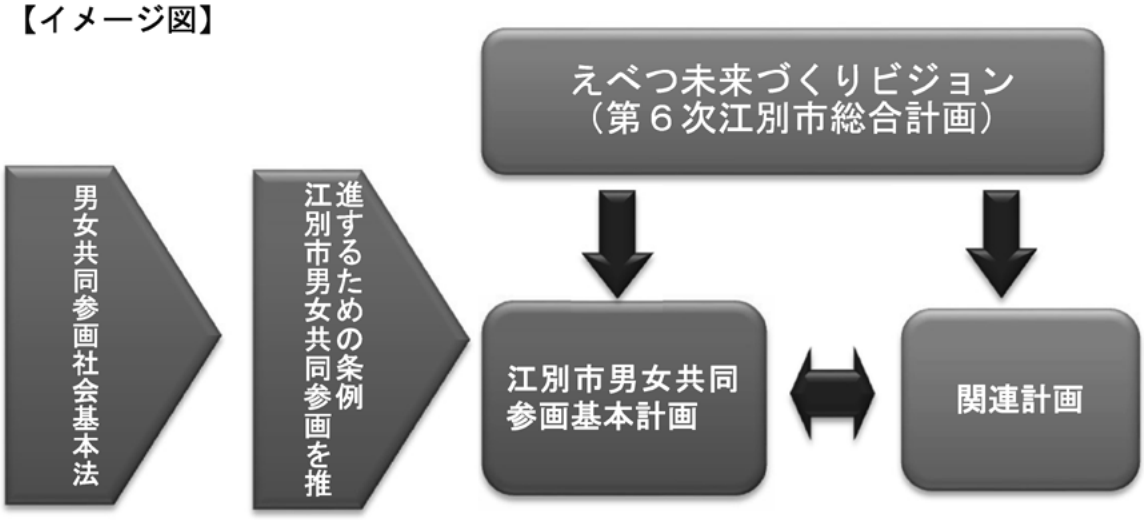

（２）計画の構成

この計画は、江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている７つの基本理念に基づき、長期的な展望に立った基本方針と市が主体的かつ重点的に取り組むべきものを明確にした重点項目とで構成しています。

（３）計画期間

この計画の期間は、平成２６年度から平成３５年度までの１０年間としますが、国の動向や社会情勢の変化に応じ、適切な見直しを行っていきます。

なお、重点項目は、計画の中間年である平成３０年度までに実施する具体の事業及び目標を設定します。

第２章　計画の内容

基本方針１
男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

●現状と課題

平成１１年の男女共同参画社会基本法制定後、当市においては平成１４年に男女共同参画基本計画を策定し、平成２１年には男女共同参画を推進するための条例を施行するとともに、計画を見直し、講演会等の開催による啓発に努めてきました。

しかし、男女の固定的性別役割分担※1 意識は、未だ社会・制度・慣習に影響を与えており、平成２５年５月に実施した市民アンケート結果において、「男性は仕事、女性は家事や育児」と考える人の割合は４５．４％（Ｐ４図１）となっています。

このような意識は、長い時間をかけて培われてきたものであり、多様な価値観が許容されるようになった現代においても、こうした意識を変えることは容易なことではありませんが、一方で、「女性に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」ことが、男女共同参画社会を目指すために重要であるとの回答が男女ともに４割を超えるなど、固定的性別役割分担意識の解消を図ることの重要性についての認識は着実に浸透してきています。

今まで「男だから」という理由で遠ざけてきた、家事や子育て、介護、地域活動等への参画など、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消は、高齢化社会においては大変重要な課題です。

また、人権尊重の視点から、性別や年齢はもとより、性的指向や性同一性障害などによる不平等や偏見をなくし、お互いが支え合い責任を果たすことで自分の能力を発揮し自分らしく生きる社会を作ることは、すべての人たちにとって重要なことです。

さらには、男女共同参画意識の形成には学校や家庭での教育が大きな役割を持つため、子どもの頃から男女平等意識の重要性を伝えることが必要です。

そこで、男女共同参画社会の実現に向け、「男性にとっての男女共同参画の推進」、「子どもの頃からの男女平等意識の醸成」という新たな視点を取り入れ、幅広い年齢層に意識づくりの啓発を推進していきます。

※1 固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。（内閣府男女共同参画局ホームページ　男女共同参画関係用語より）

図１　「男性は仕事、女性は家事や育児」という考え方について

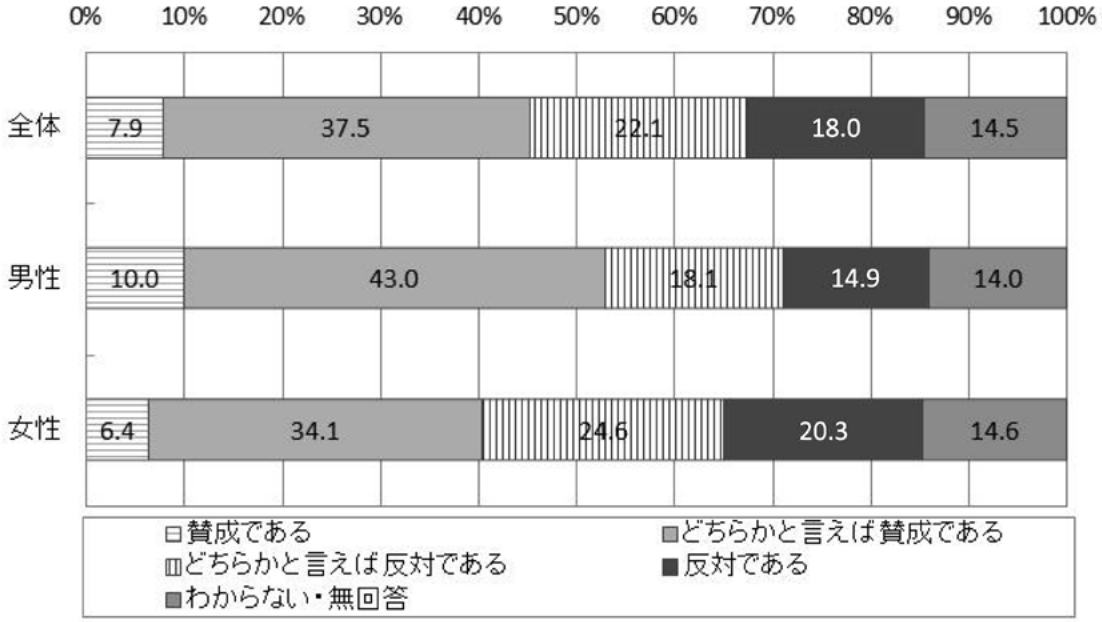

資料：平成 25 年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

図２　男女の平等感

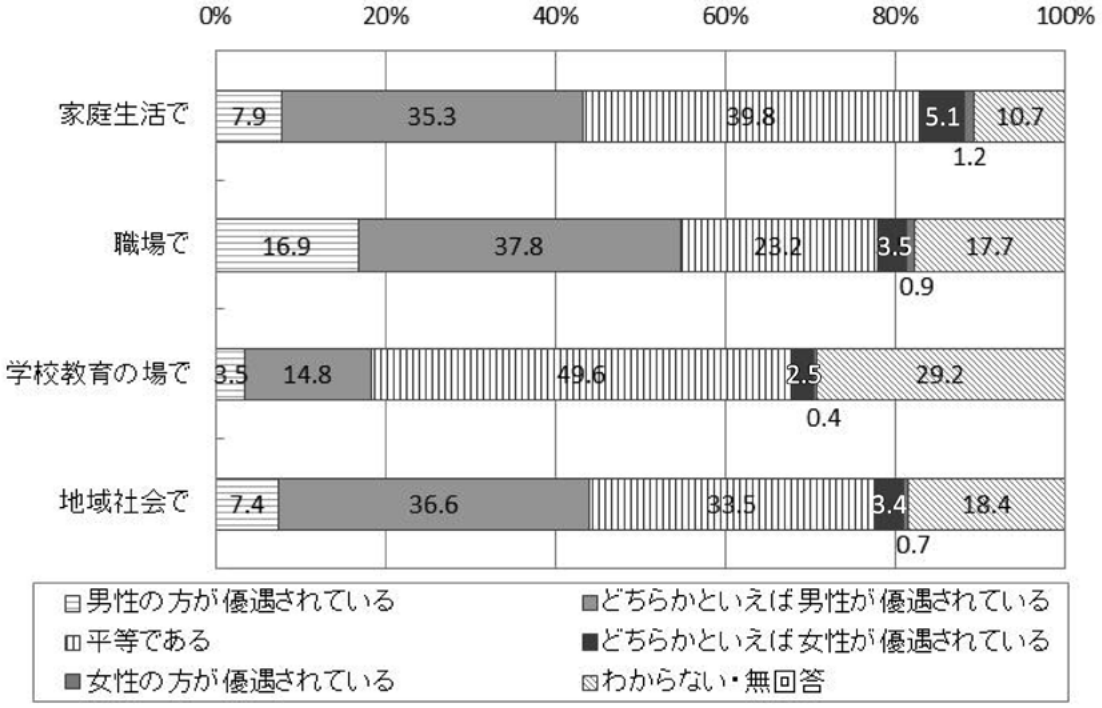

資料：平成 25 年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

江別市男女共同参画を推進するための条例

第１４条　市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

第１６条　市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

主な取組

男女共同参画社会の実現に向け、社会に深く根付いている固定的性別役割分担意識に基づく慣習の解消を目指し、家庭・職場・地域社会等さまざまな場面において性別にかかわらずあらゆる年齢層のすべての人たちに対する男女共同参画に関する広報・啓発活動に努めます。

基本方針２
政策や方針決定過程への女性の参画拡大と女性の力を活かした政策の推進

●現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、政治の場や職場、地域、教育等あらゆる分野において政策や方針決定過程に男女が対等の立場で参画することが重要です。

当市においては、江別市男女共同参画を推進するための条例で、審議会等の委員の数を、男女のいずれか一方が委員の総数の４割未満とならないよう努めるものと規定し、女性委員の登用率の向上に努めてきました。

しかし、女性登用状況は２５．５％（平成２５年４月１日現在）（Ｐ６図３）と依然として低い状態です。

政策や方針決定過程への女性の参画が進むことによって、多様な価値観が反映され、新たな発想や組織の活性化等が図られるなどの効果が期待されることから、今後も引き続き、選考方法の見直しや公募委員の拡充、各推薦団体へ協力を依頼するなどの働きかけを行い、女性委員の登用率向上に向けた取組を進める必要があります。さらに、審議会委員以外に、女性が政策や方針決定過程に参画しやすい手法の検討や女性自身も積極的に参画するよう意識の転換を図ることも重要です。

また、平成２５年４月１日現在の江別市職員の女性割合（一般行政職）は２６．７％（Ｐ６図４）であるのに対し、管理職の女性割合は５．８％（Ｐ７図５）であり、管理職の登用は、男性の比率が大きく上回っています。

こうした状況を踏まえ、引き続き長期的な視野に立った人材育成や仕事と家庭の両立ができる環境の整備など、女性職員の活躍を推進するための取組が必要です。

図３　審議会等の女性登用状況（男女別委員数・女性委員登用率）

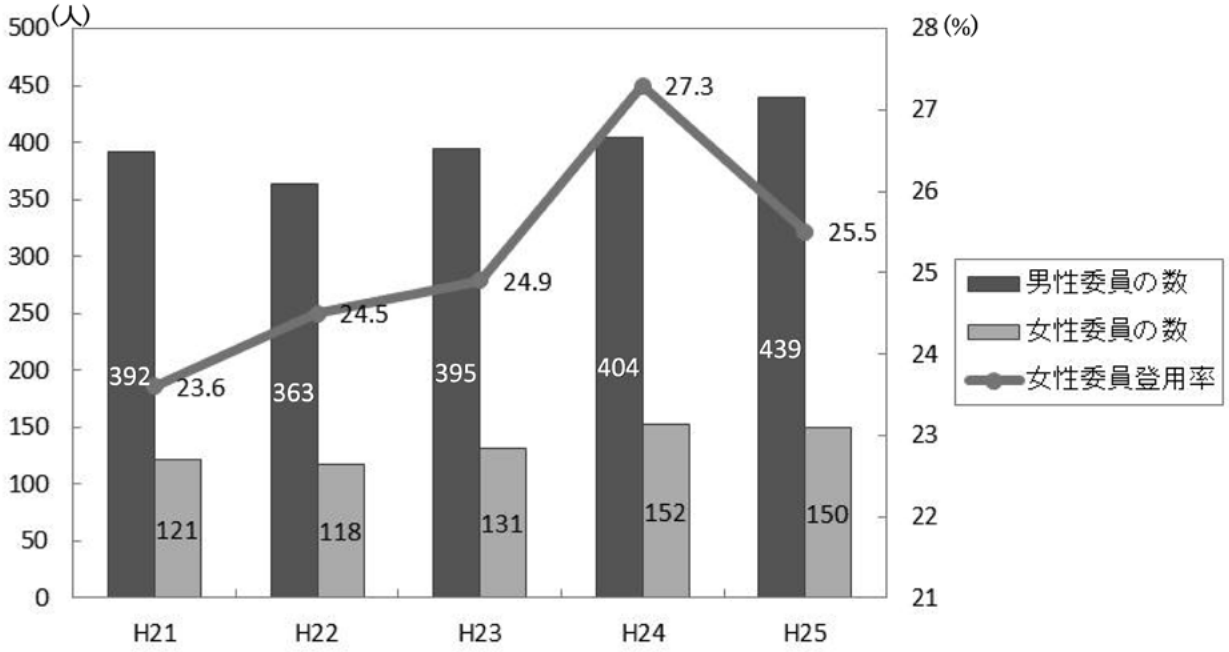

資料：企画政策部政策調整課（基準日４月１日）

図４　江別市職員（一般行政職）の状況

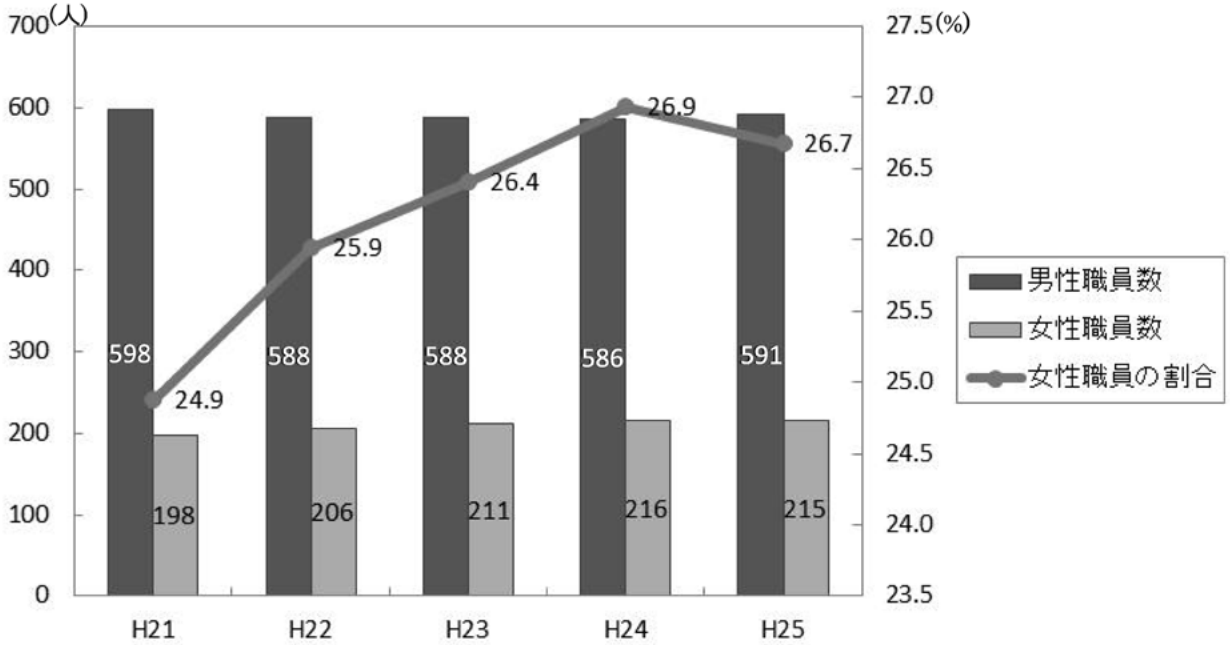

資料：総務部職員課（基準日４月１日：医療職を除く）

図５　江別市職員（一般行政職）の女性管理職割合

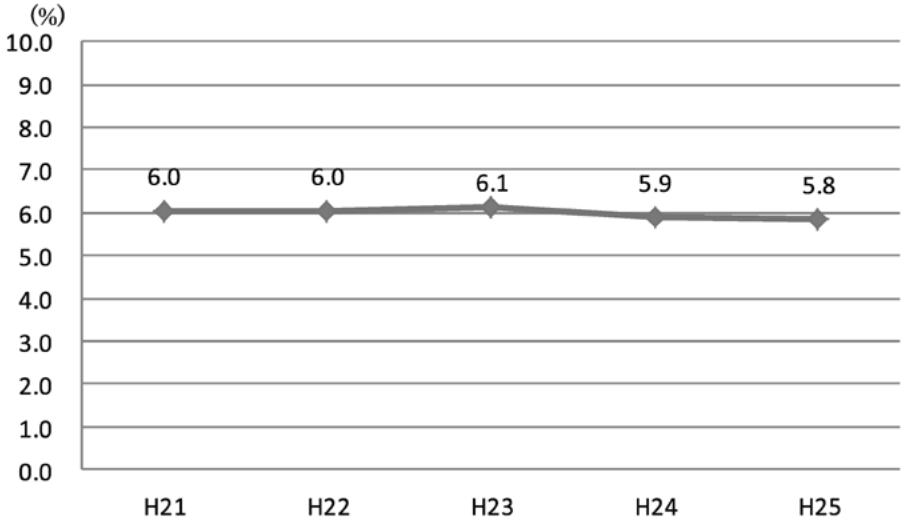

資料：総務部職員課（基準日４月１日：医療職を除く）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第３条(4)　市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

第１３条　市長並びに地方自治法第180条の５第１項及び第３項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の４割未満とならないよう努めるものとする。

主な取組

市のあらゆる政策が男女共同参画の視点をもって立案・推進されるよう江別市が設置する審議会等における女性委員の登用について、引き続き拡大を図ります。

また、江別市職員においては、長期的視野に立った人材育成と多様な研修や経験を積むことによって、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、女性職員のキャリアアップを支援する体制を整え、職域による男女比の偏りの縮小に努めます。

基本方針３
就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進

●現状と課題

男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法などの法整備等により労働環境は少しずつ改善してきています。しかし、女性の年齢階級別労働力率※2 を見ると、３０代から４０代にかけての結婚、出産、子育て期に就業が中断する、いわゆる「M字カーブ※3」（Ｐ９図７）は、以前に比べると浅くなっていますが、M字の底となる年齢階級は上昇してきており、依然として解消されていない状況です。

また、女性は男性に比べ雇用が不安定な非正規雇用が多く、平成２２年国勢調査では、江別市で働く女性の６６．３％が非正規雇用者となっており、全国より１０％程高くなっています。

当市においては、勤労者の雇用環境を調査し、雇用環境悪化に対する抑止とともに、雇用環境整備に係る諸施策の検討や起業を目指す方を対象とした起業化促進支援相談員を設置するなどの環境整備に努めてきたところです。

今後は、急速な少子高齢化の進行により介護による就業の中断も予想されることから、女性が働き続けられる環境を整備するとともに、結婚、出産等を機に離職した人たちの仕事復帰に対する支援が課題です。

※2 労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合のことをいいます。（男女共同参画白書平成２５年版より）

※3 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

（内閣府男女共同参画局ホームページ　男女共同参画関係用語より）

図６　男女の平等感意識調査「職場」

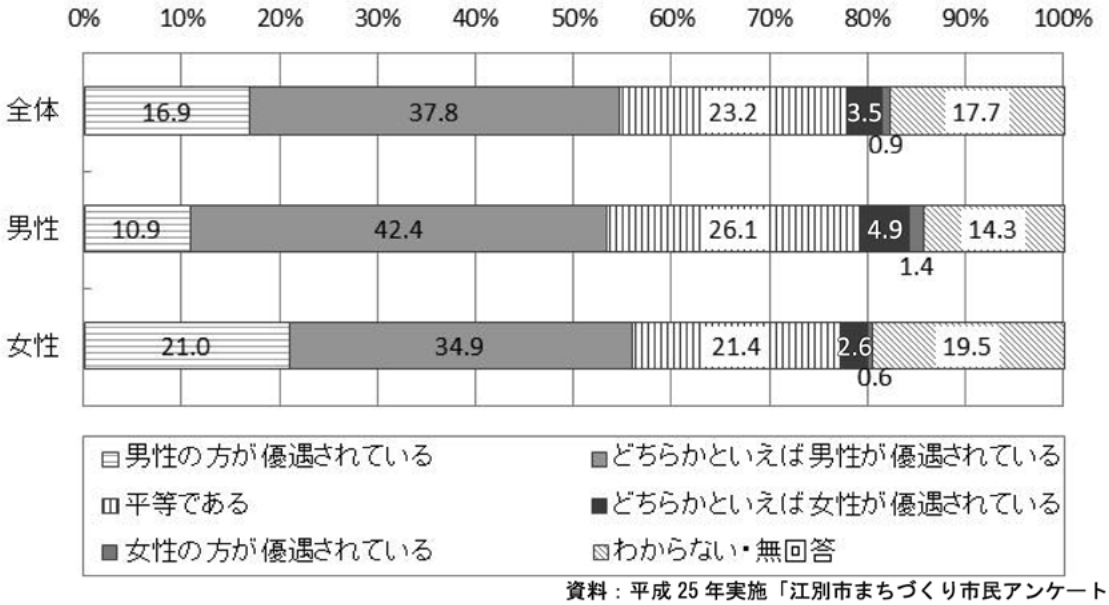

資料：平成 25 年実施「江別市まちづくり市民アンケート」

図７　女性の年齢階級別労働力率（Ｍ字カーブ）

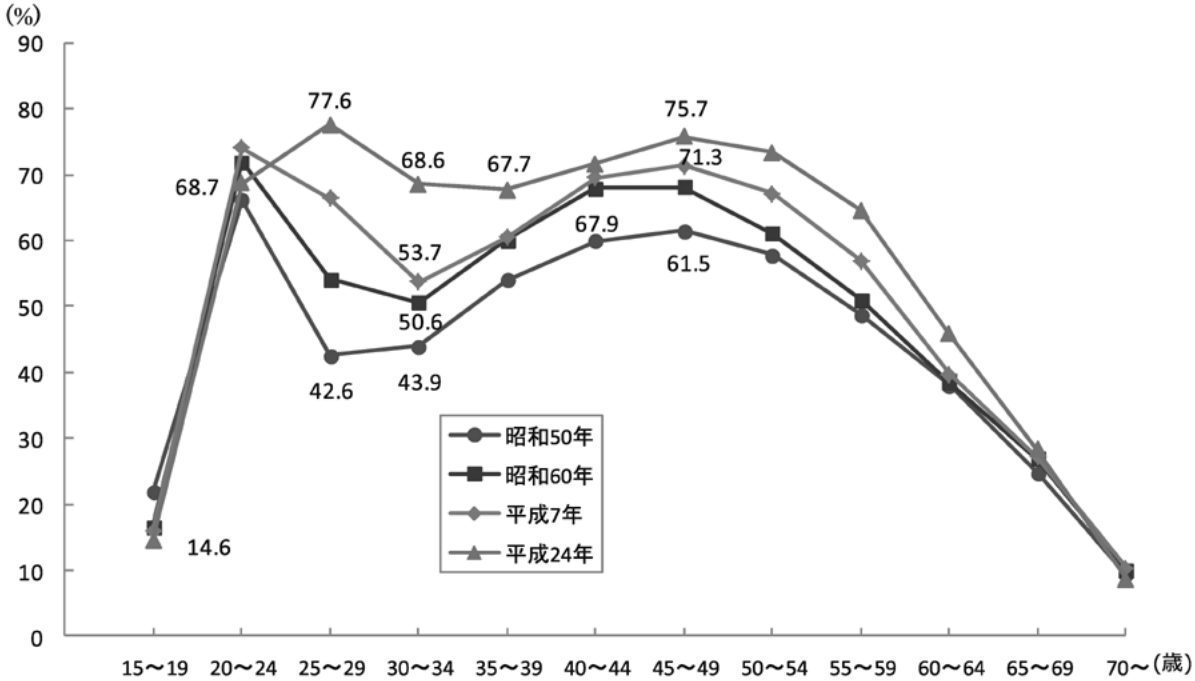

資料：内閣府「男女共同参画白書平成２５年版」

図８　非正規雇用についた主な理由

【　男　性　】

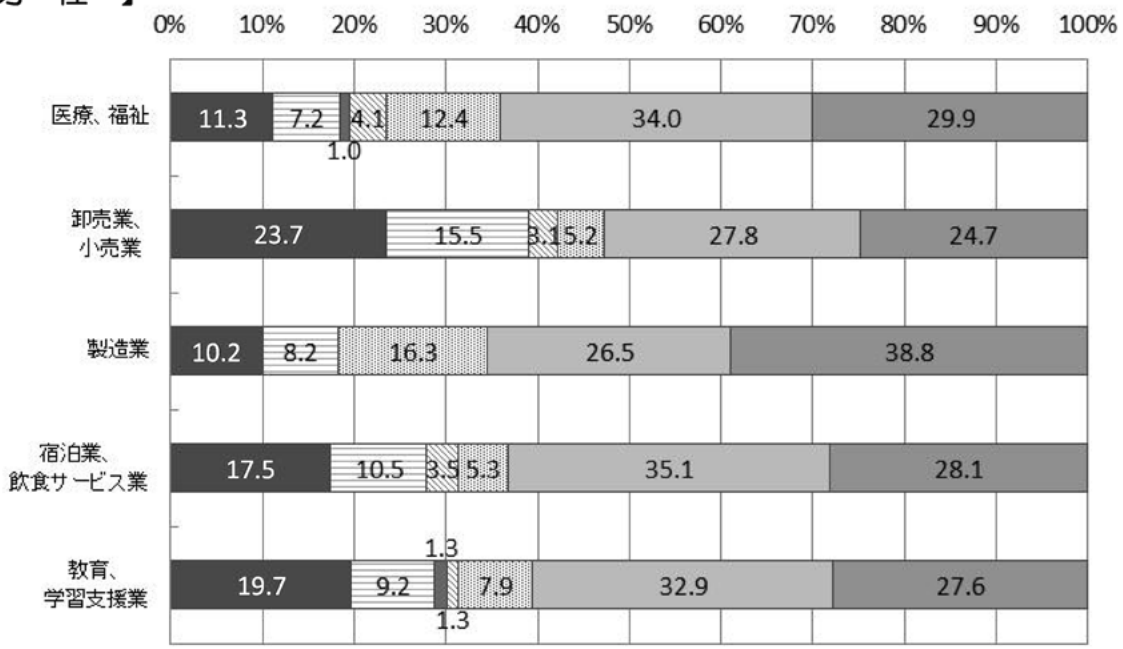

【　女　性　】

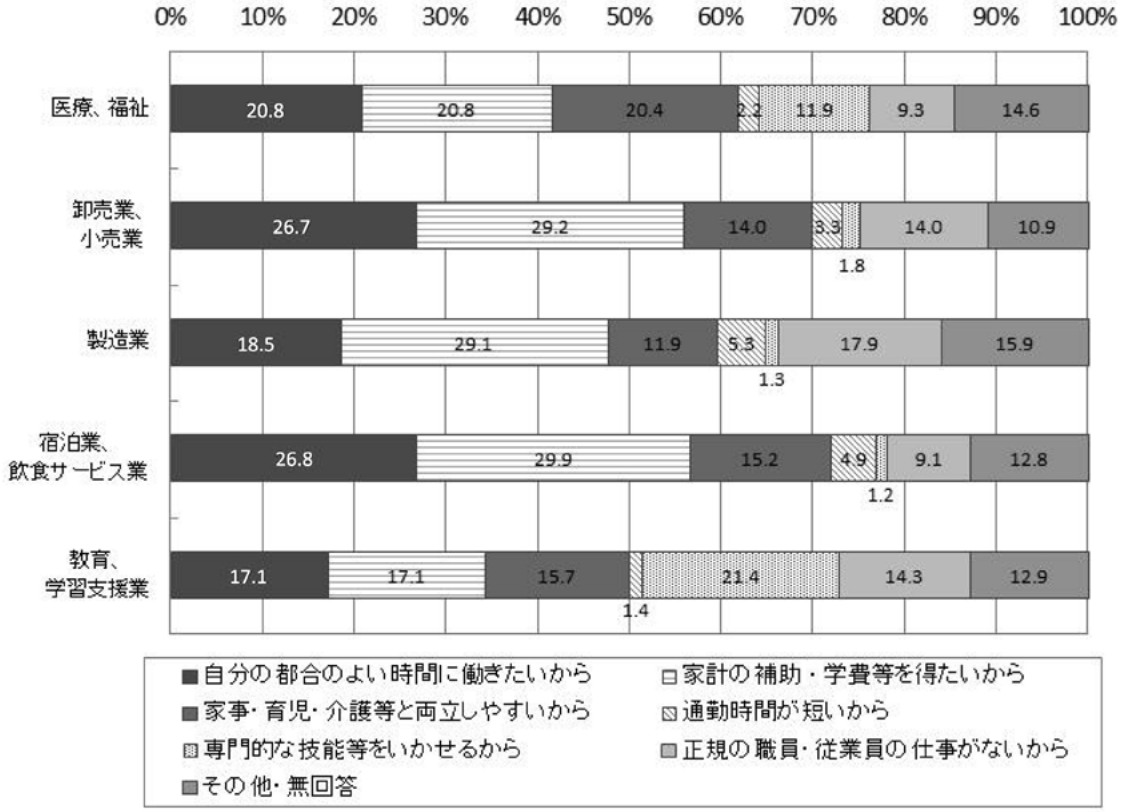

資料：総務省統計局労働力調査（平成２５年４～６月期）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第３条(3)　男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

第６条　事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組（積極的格差是正措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

主な取組

女性が働きやすいまちづくりを進めるための課題を把握し、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、関係法令やセクシュアル・ハラスメント※4の防止に向けた広報・啓発を行い、女性が働き続けられる環境の整備に努めます。

また、企業に向けて女性が働きやすい環境づくりができるよう、事業所内保育所の助成など、国の制度等の情報の周知に努めます。

※4 セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。（江別市男女共同参画を推進するための条例第２条より）

基本方針４
子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進

●現状と課題

これまで、男性が長時間の労働で経済活動を支え、女性が家事・育児・介護などの家庭責任と地域での活動を担ってきましたが、近年、急速な少子高齢化の進行や晩婚化、単身世帯の増加など家族や地域を取り巻く状況は変化しています。

しかし、平成２５年５月に実施した市民アンケート結果において、「仕事中心の社会から仕事と家庭が両立する社会へ制度や仕組み、構造を改める」ことが男女共同参画社会を目指す上で重要であると回答した人が男女ともに最も多く、特に３０代では７１％と高い割合となっていることから、依然として長時間労働による仕事中心の生活となっている人が多いことがうかがえます。

今後、さらに女性の社会進出が進むことが予想されることから、男女が共に安心して暮らしていくためには、仕事と子育てや介護などを両立することができるような環境を整備することが課題となっています。

このことは、基本方針３「就労・雇用・起業など働く人たちの男女共同参画の推進」の

実現にとっても不可欠です。

引き続き少子化の進行やライフスタイルの多様化等を踏まえ、子育てや介護に関する男女共同参画の重要性を啓発するとともに、家族だけではなく地域における支援体制の充実を図るとともに広く市民にＰＲする必要があります。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第３条(2)　性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

第３条(5)　家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

主な取組

・子育てや介護などの家庭における責任は、男女が共に担い、支え合うものであるという認識を深め、仕事と家庭のバランスの取れた生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発に努めます。

また、子育てや介護は、家族だけではなく社会全体で支援することの重要性について理解を深めるため、意識啓発の充実を図ります。

・多様化するライフスタイルに対応し、仕事と家庭生活を両立できるように子育てや介護など、誰もが使える環境の整備に努めます。

関連計画

●江別市次世代育成支援行動計画　　●江別市子ども・子育て支援事業計画（予定）

●江別市高齢者総合計画

基本方針５
あらゆる暴力根絶の取組

●現状と課題

暴力は、重大な人権侵害であり、どんな場合でも、たとえ身近な関係にあったとしても許されない行為です。特に女性に対する暴力は、固定的性別役割分担意識や男女の社会的・経済的な格差など社会状況に根ざした構造的な問題であるとも言われており、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき喫緊の課題です。

国は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」などの法整備により暴力の根絶に取り組んでいますが、ＤＶ（ド

メスティック・バイオレンス※5）やストーカー行為は後を絶たず、命に関わる重大な事件も相次いでいます。

また、ＤＶの影響はその家庭で育った子どもにもおよび、情緒不安定などさまざまな心身の症状や、トラブルの解決手段に暴力を用いてしまうなど、心身の発達や人格の形成に大きな影響を与えます。

ＤＶ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などの女性に対する暴力の根絶に向け取り組みを進めてきている中、近年はインターネットや携帯電話の普及により女性に対する暴力はさらに多様化してきている状況とも指摘されています。

このような暴力被害を個人の問題としてとらえるのではなく、多くの人々に関わる重要な人権問題であるという認識を広く浸透させるなど、暴力による人権侵害を起こさせないための啓発を行うことが重要です。

さらに、被害者に対し、被害の潜在化の防止や、警察、女性相談援助センター、民間団体等関係機関との連携強化など、あらゆる暴力の根絶のための対応が求められています。

※5 ドメスティック・バイオレンス

夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力行為をいいます。（江別市男女共同参画を推進するための条例第２条より）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第３条(1)　男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

第８条　何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

主な取組

・セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪その他あらゆる暴力行為が人権侵害行為であるという社会的認識を浸透させるため、人間の尊厳を尊重する意識の啓発に努めます。

・ＤＶ被害の防止のために、ＤＶが社会的な人権問題であるという認識を広く市民へ浸透させるなど、若年層への周知や被害者支援のための連携強化に努めるとともに、ＤＶ被害が児童虐待へ発展することのないよう啓発を行います。

関連計画

●江別市次世代育成支援行動計画　　●江別市子ども・子育て支援事業計画（予定）

基本方針６
生涯にわたる男女の健康支援

●現状と課題

女性も男性も互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。そのためには心身及びその健康について正確な知識や情報を持ち、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに男女ともに留意する必要があります。特に女性は、妊娠や出産に際し、女性特有の様々な問題を心身に抱え込むことが多いのが現状です。このため女性が生涯を通じ、自分の身体に関する正しい知識と自分の健康の維持・管理を行うため、「性と生殖に関する健康と権利※6」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の視点から、また生命の尊重・人権尊重の視点から、心身両面における健康支援の充実や意識啓発などを行う必要があります。

※6 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

１９９４年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。（内閣府男女共同参画局ホームページ　男女共同参画関係用語より）

江別市男女共同参画を推進するための条例

第３条(6)　男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

主な取組

男性がパートナーを支えることができるように、妊娠・出産に関する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、産む産まないに関する女性の権利を男女双方が理解するような意識啓発に努めます。

また、早期発見のための健康診断の重要性の啓発や特に乳がんや子宮頸がんといった女性特有の病気などに関する健康づくり情報を発信するとともに、健康管理意識の向上を図るための学習などさまざまな機会をとらえ取り組んでいきます。

関連計画

●えべつ市民健康づくりプラン２１

基本方針７
男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

●現状と課題

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災から、復興や避難所運営における男女共同参画の重要性が聞こえてきています。特に避難所運営においては、男性がリーダーとなっているケースが多く、女性の視点を欠いた運営により様々な不都合が生じた事例もありました。

今後においては、男女のニーズの違いに配慮するとともに、固定的性別役割分担意識を見直し、男女どちらかに負担が集中することがないよう、日ごろから男女共同参画意識の醸成を図る必要があります。

近年、全国各地で地震や水害等の自然災害が発生しています。被害予測の難しい災害に対応するためには、市民一人ひとりの防災に関する知識や対応力を身につける取組、防災・復興に向け組織的に取り組む体制の整備確立が不可欠となっています。

こういった災害を身近な問題として危機管理に努め、女性の意見が反映されるためには、防災分野における政策や方針決定過程、防災活動の場に女性が参画できる仕組みと、女性自身も自らの意志で積極的に参加するような姿勢や意識の改革を進める必要があります。

図９　災害直後からの避難所での生活について困っていること

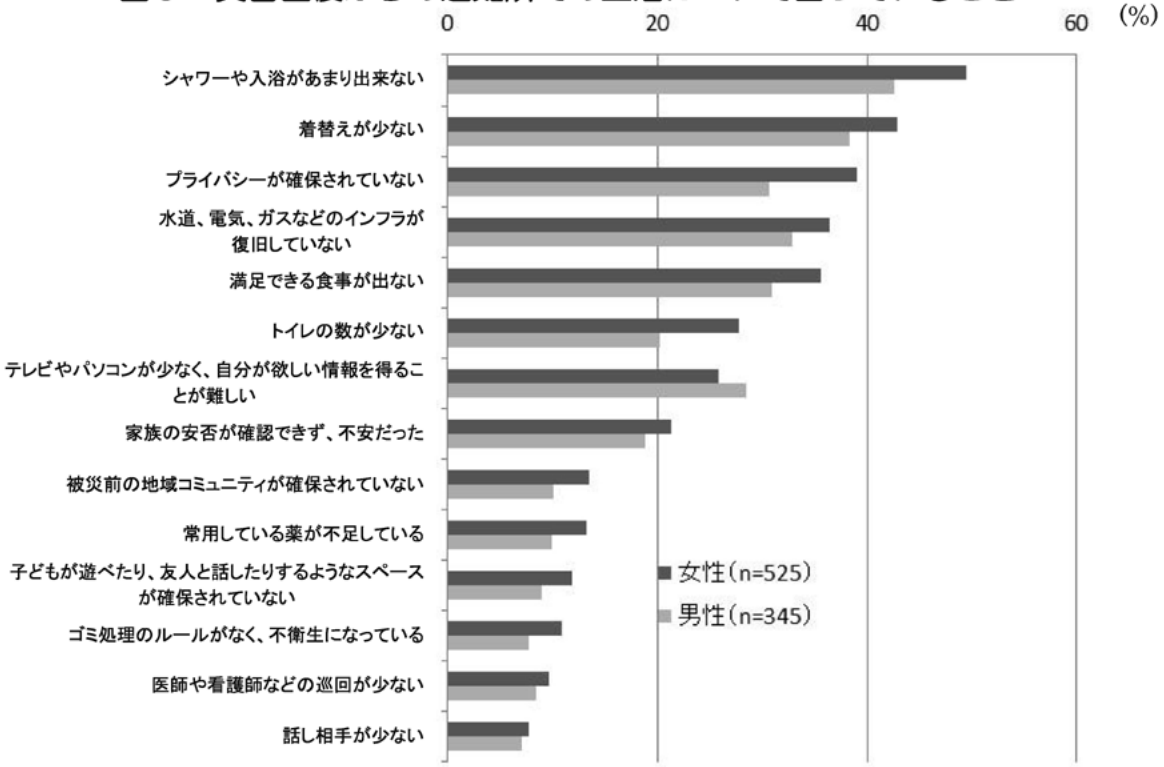

※調査対象は、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸地域で県内避難している被災者 870 人（女性 525 人、男性 345 人）

資料：内閣府「男女共同参画白書平成２４年版」

主な取組

防災体制の整備や避難所運営訓練などにおける女性の目線を重視した対策を取り入れるなど、防災分野全般における政策や方針決定の場への女性の参画について、促進を図るとともに、意識の啓発に取り組みます。

関連計画

●江別市地域防災計画

第３章　重点項目の考え方

１　重点項目

男女共同参画の実現に向けた取組は、広範多岐にわたるものであり、どの事業を行うにあたっても男女共同参画の視点を持って進めていく必要があると同時に、さらに男女共同参画を進める上では、的を絞って重点的に取り組んでいく必要があります。

そこで、長期的な展望に立った基本方針の推進と併せ、これまでの状況を踏まえ、次の２点を重点項目として取組を進めていきます。

【重点項目１】　男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

男女共同参画社会を実現するために最も重要なことは、「意識改革」です。

性別に関わりなく自分らしく生きることは男性にとっても女性にとっても重要なことですが、「男性は仕事、女性は家事や育児」という固定的性別役割分担意識は女性４０．５％に対し、男性５３．０％と男性の方が強くもっていることから、意識改革が重要です。

そのためには、子どもの頃から男女平等意識を醸成していくこと、男性にとっても男女共同参画が今後ますます重要になってくることを、幅広い市民に啓発していくことが大切です。

男女共同参画に関する認識を深めることが、あらゆる事業の基本となることから、わかりやすい広報・啓発活動を様々な機会を通じて引き続き進め、意識づくりを行う必要があります。

・主な取組

男女共同参画啓発

【重点項目２】　働く女性のための環境整備

少子高齢化が進む中、国においても女性の活躍を成長戦略の中核として位置付けています。また、女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは経済の活性化に結び付く重要なことです。

しかし、女性には結婚・出産・子育て・家事等様々な理由により、就労や就業継続の面で多くの課題を抱えている実態が見えてきます。

こうした働く女性が直面する課題に対し、総合的な対策を講じ働き続けられる環境を整備することは、男女共同参画社会を推進していくためには重要なことであり、積極的に取り組んでいく必要があります。

・主な取組

働きたい女性のための就職・再就職及び就業継続支援

保育施設の整備

待機児童解消のための対策

２　数値目標

重点項目は、計画の中間年である平成３０年度までの数値目標を設定し、進捗状況を把握した結果を効果的な推進に繋げていきます。

	項　目	現状値	目標値
1	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	33.5%	50.0%以上
2	家庭生活で男女が平等となっていると思う人の割合	39.8%	50.0%以上
3	職場で男女が平等となっていると思う人の割合	23.3%	40.0%以上
4	男女共同参画の考え方が必要だと思う人の割合	55.6%	70.0%以上

第４章　推進体制

１　男女共同参画基本計画の進捗状況の公表

男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めて行くために、重点項目の適切な進行管理と、計画の進捗状況を公表します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第９条　５　市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

第 10 条　市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

２　庁内推進体制

男女共同参画社会の実現は、市民生活のあらゆる分野に関わる問題です。様々な施策を総合的、計画的に推進するためには、関係部局間の連携を深め職員一人ひとりが「男女共同参画社会の実現」を行政課題としてとらえ、施策を推進していきます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第１１条　市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

２　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

３　審議会の設置

男女共同参画の効果的な推進を図るため、審議会を設置します。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第２０条　市長は、その附属機関として審議会を置く。

２　審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

４　男女共同参画に関する調査研究の推進

男女共同参画社会の実現のためには、様々な課題に対する調査・研究を実施し、現状を把握するとともに、問題解決に向けた取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第１２条　市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

５　男女共同参画推進に向けた支援・連携

男女共同参画を推進するためには、市民の理解が最も重要です。情報の収集や交換を行いながら、市民や企業、関係機関・団体と協力・連携して、総合的に取組を進めます。

江別市男女共同参画を推進するための条例

第４条　２　市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。

資　　料

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
男女共同参画社会基本法
北海道男女平等参画推進条例
江別市男女共同参画を推進するための条例
計画策定にかかる経過
江別市男女共同参画審議会委員名簿

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

女性差別撤廃条約　1985 年（昭和 60 年）6 月 25 日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の平等に関する権利する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべ

きではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女性の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第１部

第１条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条

1　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維

持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

２　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第５条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第６条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第２部

第７条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第８条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第９条

１　締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

２　締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第３部

第１０条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画に利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第１１条

１　締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

２　締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

３　この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第１２条

１　締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

２　１の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第１３条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第１４条

１　締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

２　締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計

画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第４部

第１５条

１　締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

２　締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

３　締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

４　締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第１６条

１　締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

２　児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第５部

第１７条

１　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は１８人の、３５番目の締約国による批准又は加

入の後は２３人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

２　委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から１人を指名することができる。

３　委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後６箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも３箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を２箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

４　委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の３分の２をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

５　委員会の委員は、４年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち９人の委員の任期は、２年で終了するものとし、これらの９人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

６　委員会の５人の追加的な委員の選挙は、３５番目の批准又は加入の後、２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち２人の委員の任期は、２年で終了するものとし、これらの２人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

７　締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

８　委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

９　国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第１８条

１　締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から１年以内

(b) その後は少なくとも４年ごと、更には委員会が要請するとき。

２　報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第１９条

１　委員会は、手続規則を採択する。

２　委員会は、役員を２年の任期で選出する。

第２０条

１　委員会は、第１８条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年２週間を超えない期間会合する。

２　委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第２１条

１　委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

２　国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第２２条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第６部

第２３条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第２４条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第２５条

１　この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

２　国際連合事務総長は、この条約の奇託者として指定される。

３　この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

４　この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第２６条

１　いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

２　国際連合総会は、１の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第２７条

１　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

２　この条約は、２０番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

第２８条

１　国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

３　留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第２９条

１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から６箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

２　各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。

３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第３０条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

改正　平成11年 7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第１２条）
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第１３条―第２０条）
第３章　男女共同参画会議（第２１条―第２８条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男

女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第１０条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第１１条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第１２条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第１３条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第１４条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１５条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第１６条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な

措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第１７条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第１８条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第１９条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第２０条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第２１条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２２条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第１３条第３項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第２３条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）

第２４条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第２５条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の１０分の５未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の１０分の４未満であってはならない。

４　第１項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第２６条　前条第１項第二号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第２７条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第２８条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第２１条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第４条第１項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第２３条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第５条第１項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第３項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、

第２４条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（総理府設置法の一部改正）

第４条　総理府設置法（昭和２４年法律第１２７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則〔平成１１年７月１６日法律第１０２号抄〕

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成１１年法律第８８号）の施行の日〔平成１３年１月６日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　〔略〕

二　附則第１０条第１項及び第５項、第１４条第３項、第２３条、第２８条並びに第３０条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第２８条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

１～１０　〔略〕

１１　男女共同参画審議会

１２～５８　〔略〕

（別に定める経過措置）

第３０条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則〔平成１１年１２月２２日法律第１６０号抄〕

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成１３年１月６日から施行する。〔後略〕

北海道男女平等参画推進条例

平成13年 3月30日条例 第6号

改正　平成21年3月31日条例第15号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等
　第１節　基本計画（第８条）
　第２節　男女平等参画の推進に関する基本的施策（第９条―第17条）
　第３節　道民等からの申出（第18条）
第３章　北海道男女平等参画苦情処理委員（第19条―第22条）
第４章　北海道男女平等参画審議会（第23条―第31条）
附則

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　男女平等参画　男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（３）　セクシュアル・ハラスメント　他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第３条　男女平等参画の推進は、男女が共に１人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

２　男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

３　男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

４　男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

５　男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

（道の責務）

第４条　道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

（道民の責務）

第５条　道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

（性別による権利侵害の禁止）

第７条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

２　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

３　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。）を行ってはならない。

第２章　男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第１節　基本計画

第８条　知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱

（２）　男女の人権の尊重に関する事項

（３）　男女平等参画の普及啓発に関する事項

（４）　道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項

（５）　前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

４　知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。

５　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第２節　男女平等参画の推進に関する基本的施策

（道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進）

第９条　道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条　道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

（道民等の理解を深めるための措置）

第11条　道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者（以下「道民等」という。）の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

（事業者への協力の依頼）

第12条　知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

（調査研究）

第13条　道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（道民の活動等に対する支援）

第14条　道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（推進体制の整備）

第15条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第16条　道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（公表）

第17条　知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第３節　道民等からの申出

第18条　道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

２　知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第３章　北海道男女平等参画苦情処理委員

（設置）

第19条　知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置くものとする。

（1） 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。

（2） 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。

（3） 第1号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

（苦情等の申出）

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

（助言等）

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べることができる。

（知事への委任）

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

（設置）

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1） 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（委員）

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第5号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

（1） 学識経験のある者

（2） 男女平等参画に関係する団体の役職員

（3） 事業者を代表する者

（4） 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

（5） 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 27 条　審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 28 条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（特別委員）

第 29 条　審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

２　特別委員は、知事が任命する。

３　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（専門部会）

第 30 条　審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

２　専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

３　専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第 31 条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

１　この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。ただし、第４章の規定は平成 13 年７月１日から、第３章の規定は同年 10 月１日から施行する。

一部改正〔平成 21 年条例 15 号〕

２　知事は、平成 21 年４月１日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成 21 年条例 15 号〕

附　則（平成 21 年３月 31 日条例第 15 号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）

江別市男女共同参画を推進するための条例

平成21年３月30日条例第５号

改正　平成25年６月28日条例第18号

目次

前文

第１章　総則（第１条－第８条）

第２章　基本的施策（第９条－第19条）

第３章　審議会（第20条）

第４章　雑則（第21条）

附則

私たち、江別市民が目指していくこれからの社会は、すべての人が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会です。それは、江別市民の心が通い合う、豊かで安心して暮らせる住み良い街づくりへの第一歩です。

今、私たちの身の回りを見渡してみると、少しずつ新たな分野に挑戦する男性、女性の姿が見られ、多様な生き方が認められる社会になってきています。しかし、依然として職場や家庭、地域において性別により固定された役割分担が残っており、男女の共に歩んでいく社会の妨げとなっていることに、私たちは気づいていかなければなりません。また、過度の性的な表現が人に不快感を抱かせること、そして性暴力を助長しうることにも、気づいていかなければなりません。

性別による役割分担や暴力のない社会をつくることは、国際的にも求められるものです。それは同時に、安全な環境のもとに次世代を生みだすことに繋がります。少子高齢化が進む中で、核家族において、高齢者のいる世帯において、さらには地域において、男女一人ひとりが自立と社会参加をする姿に触れつつ、子どもたちが育つことが望まれます。私たちは私たちのために、そして未来の大人たちのためにできることを考え、行動します。

家庭や地域、職場、学校等あらゆる集団活動の場において、性別による不平等をなくし、お互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくために、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び学校の役割及び責任を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、男女が性別にとらわれることなくひとりの人間としてその人権が尊重され、かつ、心豊かな活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 男女共同参画　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

（2） 積極的格差是正措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（3） セクシュアル・ハラスメント　他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

（4） ドメスティック・バイオレンス　夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

（5） 市　議会、市長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の５第１項及び第３項に規定する執行機関をいう。

（6） 市民　江別市内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動拠点とする個人をいう。

（7） 事業者等　市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

（1） 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

（2） 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

（3） 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

（4） 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

（5） 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

（6） 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

（7） 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を主要な施策として位置付け、これを策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなけれ

ばならない。

（市民の責務）

第５条　市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第６条　事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組（積極的格差是正措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

２　事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（学校の責務）

第７条　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校は、その教育活動において、学生、生徒、児童及び幼児に対し、男女共同参画の推進についての理解を促進するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第８条　何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

第２章　基本的施策

（基本計画の策定及び見直し）

第９条　市長は、男女共同参画を総合的に推進するため基本計画を策定しなければならない。

２　市長が、基本計画を策定するときは、あらかじめ江別市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

３　市長が、基本計画を策定するときは、市民及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

４　市長が、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

６　第２項、第３項及び第４項の規定は、前項に規定する基本計画の見直し又は変更について準用する。

（年次報告）

第10条　市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

（推進体制の整備及び財政上の措置）

第11条　市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

２　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

（調査及び研究）

第12条　市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

（各種審議会等における委員の構成）

第13条　市長並びに地方自治法第180条の５第１項及び第３項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会

等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の４割未満とならないよう努めるものとする。

（広報及び啓発）

第14条　市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

（市民及び事業者等の表彰）

第15条　市長は、男女共同参画の推進に顕著な功績をあげた市民及び事業者等を表彰することができる。

（教育への措置）

第16条　市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者等に対する支援等）

第17条　市は、男女共同参画の推進に積極的に取り組む市民及び事業者等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、男女がそれぞれの家庭、職場及び地域におけるいずれの生活も充実させることができるよう出産、育児、介護等の施策において必要な措置を講ずるものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進）

第18条　市は、市及び市が出資する団体における人事管理及び組織運営において、基本理念に基づき男女が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女共同参画のための調査等について、協力を求めることができる。

（苦情、相談等の申出）

第19条　市民及び事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策についての苦情又は意見及び男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

２　市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

３　市長は、第１項に規定する申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第３章　審議会

（審議会の設置）

第20条　市長は、その附属機関として審議会を置く。

２　審議会は、次に掲げる事務を行う。

（１）　市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

（２）　毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

３　審議会は、市長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の４割未満であってはならない。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第４章　雑則

（委任）

第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成25年６月28日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

●基本計画検討経過

計画の策定事務	男女共同参画審議会
●平成 25 年 2 月 6 日 平成 24 年度第 2 回男女共同参画推進本部会議 ・次期江別市男女共同参画基本計画策定方針(案)について ・今後のスケジュールについて	
●平成 25 年 2 月 22 日 平成 24 年度第 3 回男女共同参画推進本部会議 ・次期江別市男女共同参画基本計画策定方針(案)について	
	●平成 25 年 2 月 25 日 平成 24 年度第 2 回男女共同参画審議会 ・次期江別市男女共同参画基本計画策定方針(案)について ・今後の策定スケジュールについて
●平成 25 年 5 月 1 日～5 月 31 日 ・男女共同参画意識アンケート実施	
	●平成 25 年 5 月 31 日 平成 25 年度第 1 回男女共同参画審議会 ・次期基本計画策定に向けての課題の整理について
	●平成 25 年 7 月 3 日 平成 25 年度第 2 回男女共同参画審議会 ・次期基本計画における基本方針(案)について
●平成 25 年 8 月 27 日 平成 25 年度第 1 回男女共同参画推進本部会議 ・次期江別市男女共同参画基本計画について	
●平成 25 年 11 月 26 日 平成 25 年度第 2 回男女共同参画推進本部会議 ・今後のスケジュールについて ・江別市男女共同参画基本計画(素案)について	
●平成 25 年 11 月 26 日 ・庁内意見募集	
	●平成 25 年 12 月 10 日 平成 25 年度第 3 回男女共同参画審議会 ・今後のスケジュールについて ・江別市男女共同参画基本計画(素案)について
●平成 25 年 12 月 24 日～平成 26 年 1 月 23 日 ・計画（素案）パブリックコメント	
	●平成 26 年 1 月 22 日 平成 25 年度第 4 回男女共同参画審議会 ・江別市男女共同参画基本計画素案について
	●平成 26 年 2 月 6 日 平成 25 年度第 5 回男女共同参画審議会 ・江別市男女共同参画基本計画素案について
●平成 26 年 2 月 24 日 平成 25 年度第 3 回男女共同参画推進本部会議 ・江別市男女共同参画基本計画(案)について	

●江別市男女共同参画審議会委員名簿

＜順不同・敬称略＞

第２期： 平成 23 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日		第３期： 平成 25 年 8 月 1 日～平成 27 年 7 月 31 日	
選出団体 役職名	氏　名	選出団体 役職名	氏　名
江別市男女共同参画推進 連絡協議会　会長	古　川　淳　子	江別市男女共同参画推進 連絡協議会　会長	古　川　淳　子
札幌学院大学 法学部法律学科　教授	小　杉　伸　次	札幌学院大学 法学部法律学科　教授	小　杉　伸　次
北翔大学短期大学部 こども学科　教授	青　池　美　紀	北翔大学短期大学部 こども学科　教授	青　池　美　紀
江別市ＰＴＡ連合会 会長	川　瀬　美由喜 平成 25 年 4 月 30 日退任	江別市ＰＴＡ連合会 監査	大　野　仁　寛
江別市ＰＴＡ連合会 監査	大　野　仁　寛 平成 25 年 5 月 1 日就任	江別市男女共同参画推進 連絡協議会　副会長	福　田　三　行
江別市男女共同参画推進 連絡協議会　副会長	福　田　三　行	江別市自治会連絡協議会 副会長	深　瀬　禎　一
江別市自治会連絡協議会 副会長	深　瀬　禎　一	江別商工会議所 業務部長	鴻　野　　徹
江別商工会議所 常議員	平　野　サイ子 平成 25 年 4 月 30 日退任	道央農業協同組合　女性部江別ブロック　副ブロック長	伊　藤　聖　子
江別商工会議所 業務部長	鴻　野　　徹 平成 25 年 5 月 1 日就任	公募委員	上　條　好　恵
道央農業協同組合　女性部野幌ブロック　副ブロック長	羽　田　育　子	公募委員	紙　屋　正　子
公募委員	紙　屋　正　子	公募委員	中　井　和　夫
公募委員	中　井　和　夫	公募委員	吉　田　歌津子
公募委員	横　川　　修		
公募委員	吉　田　歌津子		

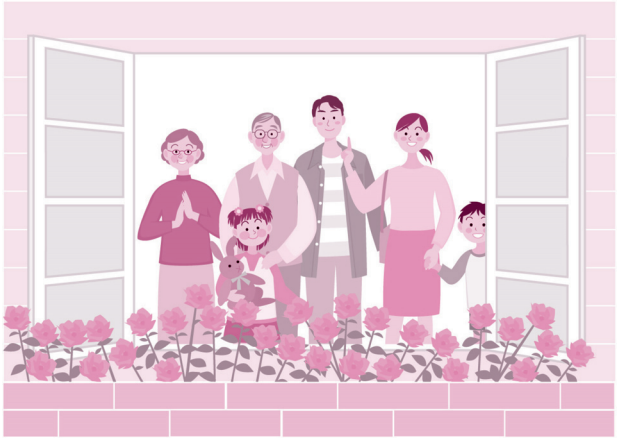

2014年 3 月
発行　江別市企画政策部
〒067-8674　北海道江別市高砂町 6 番地
電話　011-382-4141（代表）
011-381-1033（直通）
E-mail danjo@city.ebetsu.lg.jp

この印刷物は再生紙を使用しています